

臨教審教育改革における「自由化」理念の 「個性主義」への展開過程

筑波大学 永 岡 順

1. 序

本稿は、昭和59年8月臨時教育審議会が発足と同時に、一部委員によって掲げられ、急速に拡大して、全国的に注目された改革の理念「自由化」について、その発生の背景と個性主義に変容するに至るまでの過程を分析して、「自由化」理念の特質と問題点を明らかにしようとするものである。

臨教審における「教育の自由化」論を問い直す場合、その火付け役であり、出発点ともなったと見られる「京都座会」を無視することはできない。それは、昭和58年4月、「世界を考える京都座会」の名で発足したもので、いくつかの研究テーマを掲げたが、①国家経営、②産業構造、③新しい人間観などの検討提言をねらったものという。教育問題もその中に含まれ、研究討議を経て、「学校教育活性化のための七つの提言」が公表された。

この提言が、その後の臨教審「自由化」論の中身に引き継がれ、内容を構成するのに役立っている。提言の内容とともに、それをまとめた京都座会のメンバーである天谷直弘（第1部会長）をはじめ、自由化論の急先鋒ともみなすべき、山本七平（第1部会）、渡部昇一（第4部会）などが、臨教審専門委員として加わっているのもそれを裏づける。ちなみにまた、山本七平は、「文化と教育に関する懇談会」（中曽根首相の私的諮問機関）の有力メンバーで、その報告書の個別意見で、教育の“複線化・自由化を行い、親が子の教育に関してさまざまな選択権を行使しうる道を、政府は積極的に開くべきである”といている。ともあれ、「教育の自由化」論は、「京都座会」の「七つの提言によって口火が切られ、臨教審の舞台で演じられ出したといえるだろう。

2. 「自由化」論の中身は何か —— 「京都座会」の提言 ——

「京都座会」は、教育をして可能なかぎり公的機関からの束縛や指導を排除し、独立、自由な状況下で行われるのが望ましいとした。とくに、教育制度は、さまざまな制限を撤廃するのがよいという立場に立っていた。①独学で、私塾で学んで途中から大学へ、社会人となってからでも大学へ、②学校の設立も自由の度合を大幅に広げ、民間中心の教育に移行させる。学校選択の自由も拡大する等に、自由化の方向と内容の点で、臨教審に通じるものがある。

以上の立場から「京都座会」は、「学校教育活性化のための七つの提言」をまとめ発表した。

① 教育に志ある者は、だれでも自由に学校を設立できるようにして、学校を多様化する。民間

への学校の移行、「教育の民営化」。

- ② 通学区域制限を大幅に緩和する。学区・学校選択の自由化。
- ③ 意欲ある人を教師にする。研修の強化，再選抜制，任期制の導入。一般社会人の採用。
- ④ 学年制や教育内容・方法を弾力化する。飛び級制度，義務教育での留年制度，特定科目だけの進級制度の実施。
- ⑤ 現行学制の再検討，例えば，6-4，6-6，5-4制を実施する。学校設置者による自由な学制の選択の実現。
- ⑥ 偏差主義を是正する。各学校での入試方法の自由な決定，学外活動の評価など，多様な方式の併用。
- ⑦ 規範教育を徹底する。人が人であることの，社会人であることの共通の規範の強調。責任感，心の優しさ，法を守る，ルールを尊ぶ等。

これらの提言の根底には、「公正な競争原理」が機能すること。教師も子どもも親も自由に競争できる条件をつくり出して、あしき教育が淘汰されるように、“あらゆる教育の場において公正な競争原理が機能するものでなければならない”（提言前文）との考え方がある。その実現の可能性は別にして、既成の学校教育の伝統的な枠組みに対して、教育の外界から投げられた教育改革の剛速球？といった感がある。

これと比べると、「文教懇」（座長・井深大ソニー名誉会長）の方は、割合穏やかだ。改革を必要とする教育面の深刻な病理的現象が生じているとの認識は同じだが、ずいぶんと違っている。例えば、「教育制度」改革の面でいえば、学校段階の区切りを改めるのは、教育の改革として刺激的な方法だが、国民的自覚や合意がどこまで得られるかが問題。また学校制度は、本来硬直化しやすいものと指摘。「今日の時点で学校制度や学校段階の区切りを一律に改めることは、必ずしも妥当ではない。」としている。学校制度の多様化、運用の弾力化、選択の余地を残す再編成を主張し、山本七平の個別意見等もあるが、「文教懇」全体としては、中教審小委「審議経過報告」（昭，58，11）とほぼ共通の考え方を示した。

3. 「自由化」論考察の一視角

「学校を自由競争にすれば各学校とも生徒集めに特色を出そうとするから、多様なニーズに対応した多様な供給が実現するはずだ」、これは文教懇メンバーの堺屋太一の説明。渡部昇一は「塾を学校にするために、新しい校舎もいらないければ何もいらない、新しく税金を注ぎ込む必要もないのだ。」と力説している。京都座会には参加していないが、竹内靖雄（成蹊大経済学）は、

- ① 義務教育の廃止。あるいはその第一段階として、現行9年間の義務教育年限を小学校6年間に短縮すること。
- ② 原則としてあらゆる学校を民営化すること。
- ③ 各種の学校に対する規制や行政指導の根拠となっている教育・学校関係の法律のほとんどを

整理・廃止すること。

④ 規制官庁としての文部省は不要となるから廃止すること。

これらを教育の自由化として強調している。京都座会、臨教審の自由化と気脈相通じるところがある。

つまり今日の教育改革で躍り出た「自由化」論の特徴の一つとしてあげられるのは、教育の自由化論の中に、教育に対する財政投資節減のねらいもあることを見逃がせない。「金のかからない教育」を目指すこともあるということである。ちなみに、教育費は国と地方を合わせて昭和59年度で15兆円（国が5兆円、地方が10兆円）を必要としている。かねてから防衛費がG N Pの1%を超すかどうか大問題となっているとき、「金のかからない教育」の強調がどんな意味を持っているのか考えさせられる。さらに、教育の自由化を主張する人には、圧倒的に経済学者が多い。それもアダム・スミス流の古典的自由主義に根をおく経済競争原理を基調としている。

出発の当初から「自由化」は、経済、福祉、医療、交通などあらゆる分野に及んでいた。国際的な経済競争の中で、いかに国際競争力を低下せずに勝ち進んでいくか、そのためには、福祉や教育への財政支出を縮小させようという自由化のねらいがあった。この考え方は、第二臨調のものだったといえる。つまり臨調は、以前から「教育改革は行政改革の大きな部分で、行政改革とは別ではなく、次は教育改革」との立場をとってきたことは周知のとおりである。

臨教審「自由化」論は、こうした流れの中で強調されてきているものだといえるだろう。臨教審の正委員、専門委員の人選等は、中曽根首相の好みも反映、という見方もあるが、それだけではないようだ。天谷直弘、石井威望は「京都座会」のメンバー。自由化論を強硬に主張する香山健一は、考え方において「京都座会」と同じと自ら表明しており、齊藤斗志二、会長代理の中山素平も自由化論の支持者を自認。専門委員となった渡部昇一、山本七平、臨調の専門委員だった公文俊平など、そうそうたる自由化論者がどのような方向を目指しているのか。首相直属の臨教審によって、第二臨調が目指した行政改革の軌道に沿って、教育予算の削減を意図しているのは確実との判断も出てくる。以上の点から臨教審教育改革を考える際、臨調、「京都座会」、「文教懇」との関連において、行財政改革がらみで、その方向・内容をとらえていくことが、一つの視点として大事だといえるだろう。

4. 「自由化」から「個性主義」へ ―― 新たな理念への軌道修正 ――

臨教審における「教育の自由化」に対して、昭、60年1月23日 第1部会で、意見を求められた文部省高石初中局長は、戦後一貫して努力してきた「教育の機会均等の確保」「教育水準の維持向上」の意義をあげ、自由化論の目玉になっている「学校設立の自由」「学校選択の自由」「学区制の廃止」などについて反論した。学校教育の水準、公共性、継続性が破壊されるというのがその論拠。もし規制の緩和を図るとしても、それは公共性、継続性、安定性、等教育にとって基本的に必要な事項をふまえていくべきだとした。

第三部会（有田一寿部会長）も1月25日の会合で、「義務教育段階における学制，学校の配置，教育内容（教科書を含む），学区制，教員資格等の自由化を図ることは，必要性はない。」との見解（未公表）をまとめた。その理由は，要約すれば以下のとおりであった。

- ① 一定の基本的・基礎的事項について普通教育，国民の共通教育として修得させるのは，子どもの成長・発達上必要，また社会的融和・結合の維持の上で重要。
- ② 国の国民の受教育権の保障，教育の機会均等の実現，政治的中立性の確保，適性な教育内容の確保と水準の一定基準を示す等，それら教育条件の整備をむしろ積極的に講ずるべきであること。
- ③ 教育の自由化は，経済的に余裕のある者あるいは情報量に恵まれた者の選択の範囲を拡大する。これらに恵まれない者は，不利な条件で教育を受けることが予測される。つまりそれらは，子ども本人の資質・能力ではなく，その保護者の特性によるものであり，その結果を子どもに帰すべきではない。
- ④ 自由化は，受益者負担，家庭教育費の増加をもたらす。教育を受ける側の自由な選択に応じて，教職員，施設・設備を準備するとなれば，教育行政費の負担は逆に増大する。
- ⑤ 学校選択等の際の親の判断が，真に子どもの立場を考えて適切に行われるかどうか疑問。知育偏重を助長し，受験競争の激化を招き，知・徳・体の健全な発達を阻害するおそれがある。これらの「自由化」に対する疑問や反対論に対して，一騎当千の自由化論の急先ぼう香山健一委員は，1月30日第1部会に『文部省改革の必要性に関する考察——「反自由化論」批判』なる文書を提出，文部省初中局見解（間接的に第3部会）へ猛然と“反撃”した。

香山が，文部省見解の問題点として指摘するところは，

- ① 教育の現状に対する危機意識の欠如と無責任さ
- ② 教育理念における根本的誤り
- ③ 改革への姿勢の欠如

このまま文部省が現状維持的姿勢を続けるなら，「教育改革は，文部省改革を避けて通れなくなるだろう」とおどしともとれるような警告を発した。香山は，文部省見解を「教育の機会均等の認識において基本的誤謬を犯し，自由の理念を欠落させている」そして「悪平等主義，画一主義の弊害に陥っている」と批判。「狭い規野で旧パラダイムを固守しようとする専門馬鹿だ」とまで揚言した。

こうした論争のエスカレートする状況下で，昭和60年2月9～11日国立婦人教育会館で，第1部会の合宿集中審議が行われた。「自由化」論者と「反自由化」論者の“激論”の末，自由化に代わって「個性主義」が登場した。同部会の確認した「個性主義」とは「個人の尊厳，個性の尊重，自由，自律，自己責任の原則の確立」のことだという。この「個性主義の推進」と「画一主義の打破」の原則に立って，①大学設置基準，許認可条件の見直し，②共通一次を含めた各種試験制度の改革，③9月新学年制の検討，④単位制の見直し，中・高一貫教育の推進，⑤義務教育段階でも過度の画

一化を戒め、学校選択に配慮、など10項目の具体的改革方策を例示した。

集中審議後の記者会見で、天谷第1部会長は、「世にいう自由化をわれわれの方で解釈するなら、“個性主義”という代わりに、“自由化”と言ってもいいが、言葉の混乱を避けるために、ここでは“個性主義”という言葉を使った」と説明している。香山委員は、「言葉はどうあれ、(自由化の)考え方はすべて盛り込まれている」といっている。さきの文部省批判の文書で、彼は、『自由化とは、教育の全分野における「個性の尊重」「多様性の尊重」「選択の自由」の拡大の総称』と解説しているところから判断すると、「個性主義」は反論を受けた「自由化」の一部にすぎないものであったといってもよい。

「自由化」は、今日の我が国の教育問題解決の理念として、臨教審のスタートとともに、教育改革論議の中で、はなばなしく舞台の中央に登場した。しかし、余りに幅広い不確実な対象と内容を持ち、現実離れた急進性の故に混乱を招いた。大胆で面白く、半面、聴くべき多くの要素を持っていたが、「自由化」論は、今日の時点においては、なお検討すべき余りにも多くの事項を内包しており、このままでは、所詮、教育学的観点からいえば教育改革におけるあだ花あるいはコマーシャル・メッセージだったというべきか。

5. 結 語

教育改革における「自由化」の理念は、さまざま論議を経ながら今日に至っている。しかし今後の展開の方向と内容には依然多くの課題が横たわっており、改めてその理念の具体的様相を明らかにしていく必要がある。「自由化」のあとに出現した「個性主義」には、新しい期待がこめられていたという。けれどもここで次のことを指摘しておきたい。

検討すべきは個性主義の意味である。教育での「個性主義」とは、もともと個人の多様な能力、関心、適性に応じて学習者を導いていくあり方、そしてそれに基づく柔軟な思考方式、行動様式を指す。

ところが、自由化論者がなお主張する「個性主義」は、「自由化」を別に放棄したわけではなく、それを含んで、私人による自由な学校設置や父母の学校選択の自由、学区の廃止などに通じるものだという。その底には、経済原理で正当化される「優勝劣敗主義」を基に、学習の中身や機会を決定する考え方が横たわっている。もしそうなら、それは半面、予期しない過激な競争による挫折と屈辱と絶望とを、子どもや親たちに味わわせることになりかねない。

「個性主義」は、少数のエリート中心の教育のことではない。大勢の子どもを生かす教育であるはず。「情けは人の為ならず」は、他人に情けをかけるなどということではない。いうまでもなくその逆の意味である。同じように、言葉のもつ本来の意味を忘れないことが大切であろう(「内外教育」昭和60, 3, 5, 第3619, 時事通信)。

教育改革は本来、大ぜいの学習者のために、「教育の機会均等の原則」を実現する立場から行われるべきで、もしそれが今日の時点で、ゆがんだ形で存在したり進行したりしているなら、まずそれを改めていく方策を打ち出すことである。論者の中には、教育の機会均等の原則が、今日の我が

国の社会ではいき届いているとみる見方をする者もいる。しかし、果たしてそうだろうか。能力がありながら学習の機会に恵まれないもの、経済的条件によって希望する進学の道がふさがれているもの、適性を生かす自由で柔軟な学習の内容や方法が求められないものは少なくない。しかもそれが、今日の時点では、生涯学習の機会の問題として、学校教育の場だけでなく、生涯にわたる人間生活の過程における拡大された教育機会の新たな設定の問題となっていることを見逃せない。

現状からすれば、受験準備教育で抑圧されてしまっている児童・生徒の能力・適性に応じた教育の展開が本当に可能なように状況・条件を整えること。偏差値主義の教育指導を解消する措置をとること、高校・大学入試の抜本的改善を行うことなどが必要である。学校体系の区切りの変更のみを先行するのではなく、柔軟で多様な教育課程の編成と実施が可能であるような工夫をしていく。改革の具体化にあたっては、教育の専門家（行政・実践・研究者）の力を集め、実験的試行を推進していくことなどが、重要であろう。

（文中敬称略）